

会 議 録

1. 会議の名称 高齢者保健福祉推進委員会

2. 開催日時 令和5年8月30日（水） 14時00分～15時50分

3. 開催場所 熊取ふれあいセンター 3階 健康リハビリ室

4. 議題 案件1 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
 案件2 第9期計画に係るアンケート調査の結果について
 案件3 第1回地域包括支援センター運営部会についての報告
 案件4 その他

5. 公開・非公開の別 公開

6. 傍聴者数 0人

7. 審議等の概要
 案件1 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
 ○事務局説明
 ・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概略や基本指針、策定までのスケジュール等について説明を行った。
 ○審議内容
 ・第9期計画で記載を充実する事項の「認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進」について、状態不安定の要介護1だと、半年ごとに調査・審査が必要で効率的ではないため、認定事務の簡素化についてはできるだけ進めて欲しい。
 →認定審査件数も増加しているため、状態不安定の要介護1の方の認定期間が6ヶ月となることについても、改善のため、国に要望事項として挙げていきたい。
 ・介護に関する費用は上がってくると思うが、全て熊取町の負担ではなく、国からも助成があるのか。また、保険料率は3年間一定なのか、毎年変わるのか。
 →給付費の財源は、半分が国・府・町の公費、残りの半分は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で賄われている。なお、保険料は3年間一定。

- ・市町村によって、保険料は変わってくるのか。
- 給付費の推計にもとづいて介護保険料は算定されるので、市町村によって給付費の見込み額が異なり、介護保険料も異なる。
- ・物価高騰等の影響で生活必需品等の値上がりが続いており、介護保険料などの社会保険料の負担も重いという実感がある。
- 高齢化に伴って給付費は増加する見込みだが、介護給付費準備基金を活用するなどして、できるだけ保険料上昇の抑制に努めたい。

案件2 第9期計画に係るアンケート調査の結果について

○事務局説明

第9期計画の策定に向けて行った「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（高齢者実態調査）及び「在宅介護実態調査」などのアンケート結果等の概要について説明を行った。

○審議結果

以下のとおり、質疑、意見があった。

- ・タピオ体操の認知度が高いのはよいこと。タピオステーションによる効果が大きいと思われる。反面、タピオ体操ひろめ隊の認知度が低く、周知啓発の必要性を感じている。
- コロナの影響などで、外出自粛によって認知度が下がっているところもあると思われる。地道な周知啓発活動に取り組んでいきたい。
- ・人生会議（ACP）の認知祖については、調査しなかったのか。今後、高齢者が増えてくるので、人生の最後をどう過ごしたいのかを事前に話し合うことは大事だと思う。
- 調査は行っていますが、今回の報告資料はアンケートに一部を抜粋してありますので掲載しておりません。（人生会議の調査結果について説明）
ご指摘の人生会議（ACP）については、熊取町医療介護連携ネットワーク（ひまわりネット）の活動の中でも取り組んでいます。
- ・高齢者の介護で不安を感じる介護が多いのが、外出の付き添いとなっていますが、認知症高齢者の運転免許返納により通院できないなどの事情がある方などがいる。運転免許を返納した方が使える町のサービスはどのようなものがありますか。
- 道路課で、ひまわりバスの無料券を一定期間配布したり、社会福祉協議会で「行こう Car」という移送サービスを実施している。一昨年、デマンドバスの実証実験も行ったところである。高齢者の移動手段の確保については、町としても課題として認識しているため、検討を継続していきたい。
- ・介護者家族の会の会員で、月一回の集いで集まっているが、いつでもどんな時でも集まれる場所が作れないかと思っている。

→NPO や地域の住民が立ち上げたサービスに対して町が補助するなど、介護サービスで支援できないような方を、地域支援事業の総合事業による柔軟なサービスで対応できればと考えている。

案件3 第1回地域包括支援センター運営部会についての報告

○運営部会長説明

- ・令和4年度事業評価報告について
- ・令和4年度収支決算報告について
- ・指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援事業所の指定について

○審議結果

- ・令和4年度事業評価報告及び令和4年度収支決算報告について
- ・指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援事業所の指定について、委員全員により承認された。

案件4 その他

- ・特になし。

8. 審議会の情報	名称	高齢者保健福祉推進委員会
	根拠法令等	附属機関条例 高齢者保健福祉推進委員会規則
	設置期間	平成18年4月1日～
	所掌事項	(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定又は見直しに係る調査及び検討に関する事務、並びに目標達成状況の点検及び進行管理に関する事務。 (2) 地域密着型サービスを提供する事務所の指定やサービスの指定基準及び介護報酬の設定等地域密着型サービスの運営に関する事務。 (3) 地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務。
	委員数	18名以内
9. 担当課	介護保険課	